配当公告

岡山市南区新保七六八番地七
破産者　株式会社選挙設備製作センター
右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第一三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一、九一七、九七五、一三二円
一、配当することのできる金額
金一、〇二五、一三〇円
平成二十四年一月三十一日
岡山市北区蕃山町七番一号二〇一
破産管財人　弁護士　和田　朝治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市城西町四丁目二一番地七、最後の住所山形市宮町一丁目七番一八号ベル宮町
被相続人　亡　杉本　ひで
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
山形市旅篭町一丁目一四番二九号　細谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細谷　伸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市本石下二〇四九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　稲石　育男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
事務所茨城県坂東市岩井四九三三番地三
相続財産管理人　木村　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市城東町三丁目四番地、最後の住所群馬県前橋市城東町三丁目四番四号
被相続人　亡　大美賀精一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
群馬県前橋市下大屋町六九一番地
相続財産管理人　齊藤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市栗橋中央二丁目二七一一番地、最後の住所埼玉県久喜市栗橋東四丁目一〇番三―五号　被相続人　亡　糸井　浩二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
埼玉県久喜市久喜中央一丁目五番三〇号シンコービル二階弁護士法人かなえ法律事務所久喜事務所
相続財産管理人　弁護士　杉原　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市哲西町八鳥八一六番地、最後の住所千葉県長生郡白子町中里四八三〇番地一五　被相続人　亡　佐田　譽富
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
千葉県茂原市高師台一丁目一〇番地八
相続財産管理人　司法書士　諸岡　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山四丁目一〇三番地、最後の住所東京都港区高輪一丁目二三番五―二〇四号　被相続人　亡　濱田　克子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
事務所東京都港区東新橋一―一―二一今朝ビル九階　相続財産管理人　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町北方一二九二番地、最後の住所愛知県常滑市奥条六丁目八四番地　被相続人　亡　折戸田鶴子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
愛知県半田市白山町五丁目二一四番地の二〇
相続財産管理人　大橋千恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫野下築山町四八番地、最後の住所京都市右京区梅ヶ畑高鼻町二〇テラスハウス鳴滝一〇二号
被相続人　亡　平井　友治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
事務所京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町五四一番三八
相続財産管理人　弁護士　彦惣　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区竹田中内畑町一三三番地、最後の住所京都市伏見区深草フチ町一四番地の三四　被相続人　亡　吉岡　敦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
京都市中京区二条通寺町東入延寿堂第二ビル二階京都さつき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下　信子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市幸三丁目一七二番地、最後の住所大阪府和泉市伯太町三丁目一三番六八号　被相続人　亡　柳川　秀志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
大阪市北区西天満五丁目九番七号　西天満ユートビル三〇一
相続財産管理人弁護士　佐藤　吉浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県大洲市北只七九九番地、最後の住所大阪府枚方市津田元町三丁目三三番一四号
被相続人　亡　三好　修
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年一月三十一日
大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階
相続財産管理人弁護士　小島　幸保

第８期決算公告

平成24年1月30日

東京都八王子市高倉町９番１号
アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社
代表取締役社長　梅島　正明

貸借対照表の要旨（平成23年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,586	流動負債	3,450
現金預金	132	固定負債	299
売掛金	875	株主資本	2,626
有価証券	700	資本金	499
固定資産	878	資本剰余金	501
有形固定資産	3,790	その他資本剰余金	501
無形固定資産	659	利益剰余金	1,626
投資その他の資産	834	利益準備金	140
	2,296	その他利益剰余金	1,486
		（うち当期純利益）	（607）
合計	6,377	合計	6,377